

保育園等による木育活動の支援事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日付 27 産労農森第 1070 号
改正 平成 29 年 4 月 1 日付 28 産労農森第 1249 号
改正 平成 31 年 4 月 1 日付 31 産労農森第 114 号

(趣旨)

第 1 東京の森林の循環を推進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用拡大とともに、都民の森づくりに対する意識の向上が不可欠である。

このため、本事業は、未就学児が生活・活動する施設等（以下「施設等」という。）において、子供だけでなく大人も対象として、森林の役割や木材の良さ・利用意義等を学ぶ木育活動の推進を支援することにより、木や森への親しみを深め、多摩産材の利用拡大及び森づくりへの意識向上を目的とするものである。

(支援の対象者)

第 2 支援の対象者は、都内において次に掲げる施設等を運営又は実施するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定により、東京都内に設置された私立の幼稚園を運営するもの
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する都道府県知事の認可を受け、都内に設置された認可保育所を運営するもの
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、区市町村長の認可を受け、都内において、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を実施するもの
- (4) 児童福祉法に規定する認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証した認証保育所を運営するもの
- (5) 児童福祉法に規定する認可を受けていないもののうち、区市町村の認定を受け、都内において家庭的保育事業を実施するもの
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する都道府県知事の認可を受け、都内に設置された幼保連携型認定子ども園を運営するもの

(支援の対象事業)

第 3 支援の対象となる事業は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(事業の公募)

第 4 知事は、支援の対象となる事業を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、自らが行う木育活動を規定した独自の木育活動計画を策定した上で、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 公募に関し必要な事項は、別に定める。

(事業の決定)

第5 知事は第4に基づく申請があった場合は、第6に定める審査会による審査の上、適切と認められる事業について支援の決定をする。

2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(審査会の設置)

第6 知事は、第5に基づく審査を行うため、保育園等による木育活動の支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(指導助言等)

第7 知事は、事業の適切かつ効果的な実施のため、第5第1項により支援の決定を受けた事業について、指導助言を行うことができる。

2 知事は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、報告を求めることができる。

(支援の内容)

第8 知事は、第7第1項により支援の決定を受けた事業について、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

区 分 (ソフト事業)	事業の内容
各種木育活動	独自に策定した木育活動計画に基づく木育活動（森林体験、木製玩具の導入、木工工作の実施など、施設を運営する者が策定した木育活動計画に位置づけられた活動）や木育に関する人材育成

別表 2（第 3 関係）

区 分 (ハード事業)	事業の内容
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として多摩産材を使用する内装木質化 ※多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり 0. 0 1 m ³ 以上
木製遊具の 整備	多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備 ※多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり 0. 0 8 m ³ 以上
木製什器の 整備	多摩産材を使用した木製什器の整備 ※多摩産材の使用量は、製品個々において 5 0 %以上
木製外構施設の 整備	多摩産材を使用した外構施設の整備 ※多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり 0. 0 1 2 m ³ 以上

- （注）・いずれも、子供が触れられ、日常的に利用するものであること。
- ・ソフト事業の実施が必須であり、ハード事業のみは認めない。
 - ・内装木質化は、新築工事の内装は対象としない。
 - ・家庭的保育事業等で、事業者の自宅を保育室として使用する場合には、ハード事業は補助対象外とする。